

多賀城市監査委員告示第20号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年11月25日

多賀城市監査委員 佐伯 光時  
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

1 監査の対象及び実施日

対象団体	監査の範囲	監査実施日
カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社	令和3年度分多賀城市立図書館の指定管理業務	令和4年10月31日(月)
大代地区コミュニティ推進協議会	令和3年度分多賀城市大代地区公民館の指定管理業務	令和4年11月8日(火)

2 監査の着眼点 令和3年度分の指定管理施設の効率的な運営及び安全管理並びに出納関係事務が、法令及び市との協定に基づき適正に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。

3 監査の結果 別紙のとおり

令和4年10月、11月実施 公の施設の指定管理に係る監査結果

対 象	カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社
監 査 の 範 囲	令和3年度分多賀城市立図書館の指定管理業務
実 施 日	令和4年10月31日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	光熱水費の精算について、本来返還すべき金額より多い金額を市へ返還していた。
3 指導事項	なし

対 象	大代地区コミュニティ推進協議会
監 査 の 範 囲	令和3年度分多賀城市大代地区公民館の指定管理業務
実 施 日	令和4年11月8日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし